監査公表第674号

定期監査(工事)の結果を受けて京都市長及び京都市教育委員会が講じた措置について, 地方自治法第199条第12項前段の規定により通知がありましたので,同項後段の規定により,その内容を次のとおり公表します。

平成 24 年 12 月 27 日

京都市監査委員 富 喜久夫

同 谷口弘昌

同 西村京三

同 海沼芳晴

1 平成 23 年度定期監査 (工事) (平成 24 年 3 月 29 日監査公表第 666 号)

(建設局 - 1)

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 工事用道路上に敷設した敷鉄板について

工事用道路上に敷設した敷鉄板賃料の積算において,1㎡当たりの単価を算出するに当たって,敷鉄板(1,524×3,048mm)1枚分の単価で計上したため,工事費の積算が過大となっていた。

工事内容に即した数量を計上し,適切な積算に努められたい。

(伏見西部第四地区横大路淀線他街路築造工事 南部区画整理事務所)

講 じ た 措 置

工事用道路上に敷設した敷鉄板について,平成24年4月4日の南部区画整理事務所補職者会で指摘事項の説明を行い,その内容を各補職者から係員に伝達するとともに,同月11日付け所長通知「平成23年度定期監査における指摘事項について」により,設計図書作成にあたっては,設計金額の積算に誤りがないよう,土木工事標準積算基準書,同参考資料等の関係図書の内容を確認し,複数名による設計図書のチェックを強化するなど,積算内容の精査を十分に行うよう関係職員に周知徹底した。

また,建設局の取組として,指摘事項等を局内各課に周知するため,同年6月18日に通知を行うとともに,同年8月17日に開催した「平成24年土木積算基準等研修」において,指摘事項について説明を行い,参加者に適切な積算を行うよう徹底した。

ア 工事

(イ) コンクリート二次製品の撤去処分について

既設歩車道境界ブロック等のコンクリート二次製品の撤去処分費の積算において, 不必要な取壊し作業を含めて算出したため,工事費の積算が過大となっていた。 工事内容に即した積算基準を適用し,適切な積算に努められたい。

(広路4油小路通道路改良(その9)工事ほか 事業推進室)

講じた措置

コンクリート二次製品の撤去処分について,平成24年4月17日に事業推進室内研修を開催し,監査での指摘事項を周知するとともに,二次製品の撤去処分については,積算基準を遵守し,工事内容に即した適切な積算業務を行い,これまで以上に適正な積算,照査に努めることを徹底した。

また,同年7月23日付け室内通知文書により,改めて関係職員に対し周知徹底を図った。

さらには,建設局の取組として,指摘事項等を局内各課に周知するため,同年6月18日に通知を行うとともに,同年8月17日に開催した「平成24年土木積算基準等研修」において,指摘事項について説明を行い,参加者に工事内容に即した積算基準を適用し,適切な積算を行うよう徹底した。

そのほか,積算におけるコンクリート二次製品の撤去処分に関する取扱いについて,局内各課に対し,今後同様の過ちを生じさせないよう,同年7月18日付けで通知を行うとともに,平成24年度土木工事標準積算基準書(参考資料)にも,同取扱いについて掲載した。

イ 維持管理業務委託

(ア) 再委託の承認について

京都市契約事務規則によれば、受託者が再委託をする場合には文書による再委託の承認が必要となっているが、一部の点検業務の再委託について、受託者の承認願は提出されているが、京都市から承認書を交付していないものがあった。

委託業務の再委託については、京都市契約事務規則に基づいて適切に事務処理を行われたい。

(環境対策施設管理業務 事業推進室)

講じた措置

再委託の承認について,平成24年4月17日に事業推進室内研修を開催し,監査での指摘事項を周知するとともに,京都市契約事務規則に基づき,適切に事務処理を行うよう徹底した。

また,同年7月23日付け室内通知文書により,改めて関係職員に対し周知徹底を図った。

さらには,建設局の取組として,指摘事項等を局内各課に周知するため,同年6月18日に通知を行い,同年8月17日に開催した「平成24年土木積算基準等研修」において,指摘事項について説明を行い,参加者に同規則に基づき,適切に事務処理を行うよう徹底した。

アニ事

(ア) 共通仮設費及び現場管理費の地域補正について

工事費の積算において,共通仮設費及び現場管理費については,工事の施工地域・ 工事場所を考慮した補正を行うこととされている。

本工事では,施工地域が市街地(人口集中地区)であるとして補正値を適用し工事 予定価格を算定していたが,本工事の施工地域は市街地に該当せず工事費の積算が過 大となっていた。

共通仮設費及び現場管理費については,工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を行い,適正な積算に努められたい。

(若王子取水池増設工事ほか 施設課,配水課,みなみ下水道管路管理センター,設計課)

講じた措置

共通仮設費及び現場管理費の地域補正について,今後同様の誤りを生じさせないよう, 当該所属長から当該所属職員に対し,工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を 行い,適正な積算を行うよう周知徹底を行った。

また,上下水道局として,技術監察員から平成24年7月6日付けで関係する全所属長に対して通知文書を発行し,指摘を受けた事務について,適正に行うよう周知徹底を行った。

ア 工事

(イ) 建設副産物の最終処分の確認について

建設副産物の廃棄物が少量のため、マニフェストの代わりに誓約書で代用することで、建設副産物処理契約書及びマニフェスト等の関係書類の提出を求めていなかった。

「京都市建設リサイクルガイドライン」に基づき,発注者の責務として建設副産物の最終処分までの適正処理についての確認を徹底されたい。

(庁舎別館2階及び4階男性便所他改修工事 監理課)

講じた措置

建設副産物の最終処分の確認について,今後同様の誤りを生じさせないよう,所属長から所属職員に対し,「京都市建設リサイクルガイドライン」に基づき,発注者の責務として最終処分までの適正処理を確認するよう周知徹底を行った。

また,上下水道局として,技術監察員から平成24年7月6日付けで関係する全所属長に対して通知文書を発行し,指摘を受けた事務について,適正に行うよう周知徹底を行った。

アニ事

(ウ) 積算基準の適用について

設計・積算において,以下の事例があった。

- a 工事の仕様書の適用範囲について,建築工事として発注しているが土木工事の 仕様書を適用していた。
- b 積算基準の適用について,共通費を建築工事の基準を適用して算出し,直接工事費を土木工事の基準を適用しており,1つの内訳書で異なった積算基準を適用していた。
- c 共通仮設費の算定について,監督員事務所を設置しない場合,共通仮設費率から 補正値を減ずる必要があるが減じていなかった。

工事内容に即した工事種別ごとの仕様書及び積算基準を適用し ,適切な積算に努められたい。

(きた下水道管路管理センター資材置場築造工事 きた下水道管路管理センター)

講 じ た 措 置

積算基準の適用について,今後同様の誤りを生じさせないよう,所属長から所属職員に対し,工事内容に即した工事種別ごとの仕様書及び積算基準を適用し,適切な積算を行うよう周知徹底を行った。

また,上下水道局として,技術監察員から平成24年7月6日付けで関係する全所属長に対して通知文書を発行し,指摘を受けた事務について,適正に行うよう周知徹底を行った。

イ 維持管理業務委託

(ア) 再委託の承認について

委託契約書及び京都市契約事務規則によれば,受託者が第三者に再委託する場合は京都市から市長の文書による承認を得る必要がある。

受託者は一部の点検業務を再委託していたが、市長名の再委託の承認書を交付していなかった。

委託業務の再委託については,受託者に承認申請書を提出させ,市長名による承認書を交付することにより,適切に事務処理を行われたい。

(京都市立堀川高等学校本能学舎建物管理業務委託ほか 教育環境整備室,こどもみらい館,総合教育センター)

講じた措置

今回の監査結果について,全所属対象に平成24年6月7日実施の「庶務担当係長会」にて平成23年度定期監査(工事)における問題点一覧を配布し,事務改善に向け各所属内で周知・注意喚起しており,これまで以上に適切な事務に努め徹底することを確認した。さらに24年度から,再委託の場合は,承認申請書を受託者から受領し,市長名による再委託承認書を交付し,適切に事務処理を行っている。

2 平成 22 年度定期監査 (工事) (平成 23 年 4 月 28 日監査公表第 656 号)

(産業観光局 - 1)

指 摘 事 項

(イ) 維持管理業務委託

a 積算の根拠について

積算において,以下のような不適切なものがあった。

- (a) 積算に用いている刊行物掲載の保全労務単価に理由なく掛率を乗じていたもの
- (b) 労務単価の種別,員数に根拠がないもの
- (c) 宿直であるにもかかわらず実労働として計上し,時間外割増を加算したもの
- (d) 勤務時間が間違っていたもの
- (e) 仕様書にある作業が積算されていなかったもの
- (f) 見積書等の所在が不明になっていたもの

積算を適切に行うことにより,予定価格を設定されたい。

(京都市中央卸売市場施設保全業務 ただし,電気設備等定期点検保守業務委託 ほ

か 第一市場管理課)

講 じ た 措 置

積算の根拠について,所属長から関係職員に対し,「建築保全業務積算基準」に基づき, 適切な積算を行うとともに,見積書・見積り比較書などの積算に使用した資料については 確実に保管するように徹底した。

なお、「電気設備等定期点検保守業務委託」は5年間(平成21年4月1日~平成26年3月31日)の長期継続契約に係るものであることから次回発注時(平成26年度)に適切な積算を行うことにより、予定価格を設定する予定であるが、「自動電話交換機保守委託」(平成21年4月1日~平成22年3月31日)については、平成24年度契約分から、「建築保全業務積算基準」に基づき、適切な積算を行い、予定価格を設定している。

3 平成 22 年度定期監査 (工事) (平成 22 年 12 月 10 日監査公表第 645 号)

(環境政策局 - 1)

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 共通仮設費及び現場管理費率の地域補正について

土木工事標準積算基準書では,共通仮設費及び現場管理費については,工事の施工地域,工事場所を考慮した補正を行うこととされている。

本工事では,施工地域が市街地(人口集中地区)であるとして率を補正し工事予 定価格を算定していたが,本工事の施工地域は市街地に該当せず工事費の積算が過 大となっていた。

共通仮設費及び現場管理費については,工事の施工地域,工事場所を適切に考慮 した補正を行い,適正な積算に努められたい。

(京都市水垂埋立処分地グラウンド整備工事ほか 施設管理課)

講 じ た 措 置

共通仮設費及び現場管理費の地域補正について,平成23年4月20日に「平成22年度 定期監査(工事)指摘事項等に関する担当者会議」を開催し,今後,積算基準を遵守し, 共通仮設費及び現場管理費の地域補正の項目と施工箇所が合致しているかを十分確認し, 工事の施工地域,工事場所を適切に考慮した補正を行い,適正な積算,照査を行うことを 徹底した。

また,平成24年1月30日付け「土木工事設計図書チェックシートの運用について(通知)」により環境政策局内の関係所属に通知を行い,「土木工事設計図書チェックシート」によるチェックを義務付け,積算,照査業務の適正化を図った。

アニ事

(イ) 適用する工種区分について

土木工事標準積算基準書では,適用する主たる工種区分を「鋼橋架設工事」の率 を適用して間接工事費の計算をするべきところ,「道路維持工事」の率を適用して 計算したため,工事費の積算が過小となっていた。

主たる工事内容による工種区分を適切に選定し,適正な積算に努められたい。 (東部山間埋立処分地進入道路橋耐震補強工事 施設管理課)

講じた措置

適用する主たる工種区分について,平成23年4月20日に「平成22年度定期監査(工事)指摘事項等に関する担当者会議」を開催し,今後,積算基準を遵守し,主たる工事内容による工種区分を適切に選定しているかを十分確認して,適正な積算,照査を行うことを徹底した。

また,平成24年1月30日付け「土木工事設計図書チェックシートの運用について(通知)」により環境政策局内の関係所属に通知を行い、「土木工事設計図書チェックシート」によるチェックを義務付け、積算、照査業務の適正化を図った。

ア 工事

(ウ) 土木,建築,電気・機械設備工事を一括発注する場合の積算について 公共建築工事共通費積算基準では,建築工事,電気設備工事,機械設備工事と土 木工事を一括して発注する場合の共通仮設費,現場管理費及び一般管理費(以下 「共通費」という。)の算定は,それぞれの工事種別毎の共通費に関する定めにより 算定することとしている。

また,土木工事標準積算基準書は,道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用するものであるが,本工事では土木工事以外の建築物(資源物貯留施設)に関連する土工事,地業工事(地盤改良),基礎工事(型枠・鉄筋・コンクリートを含む。)及び左官工事の工事単価,共通費についても土木工事標準積算基準書で積算したため,工事費の積算が過大となっていた。

工事単価及び共通費については,関係する工種毎の積算基準書に基づき,適正な 積算に努められたい。

(京都市焼却灰溶融施設(仮称)建設工事 ただし,土木造成(その2)工事(1)及び(2) 施設管理課)

講 じ た 措 置

建築工事,電気設備工事,機械設備工事と土木工事を一括して発注する場合の積算について,平成23年4月20日に「平成22年度定期監査(工事)指摘事項等に関する担当者会議」を開催し,今後,建築,電気設備,機械設備工事と土木工事を一括して発注する場合には,積算基準書の適用範囲を十分確認し,関係する工種毎の積算基準書に基づき,適正な積算,照査を行うことを徹底した。

また,平成24年1月30日付け「土木工事設計図書チェックシートの運用について(通知)」により環境政策局内の関係所属に通知を行い、「土木工事設計図書チェックシート」によるチェックを義務付け、積算、照査業務の適正化を図った。

ア 工事

(I) 適用する単価及び積算基準について

土木工事標準積算基準書では,適用範囲として「京都市の河川工事,砂防工事, ダム工事,道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事の積算に適 用する」とされているが,建築物(資源物貯留施設)に関連する土工事,地業工事 (地盤改良),基礎工事(型枠・鉄筋・コンクリート含む。)及び左官工事において, 土木工事単価及び積算基準を適用したため,工事費の積算が過大となっていた。 工事内容に即した単価及び積算基準を適用し,適切な積算に努められたい。 (京都市焼却灰溶融施設(仮称)建設工事 ただし,土木造成(その2)工事(1)及 び(2) 施設管理課)

講じた措置

適用する単価及び積算基準について,平成23年4月20日に「平成22年度定期監査(工事)指摘事項等に関する担当者会議」を開催し,今後,土木工事標準積算基準書の適用範囲を十分確認し,関係する工種毎の積算基準に基づき,適正な積算,照査を行うことを徹底した。

また,平成24年1月30日付け「土木工事設計図書チェックシートの運用について(通知)」により環境政策局内の関係所属に通知を行い,「土木工事設計図書チェックシート」によるチェックを義務付け,積算,照査業務の適正化を図った。

(監査事務局)